

横浜市と神奈川県土地家屋調査士会が「空家等対策に関する協定」を締結

横浜市では、空家等の所有者の方への啓発、中古住宅としての流通・活用促進、管理不全の防止や空家等の跡地の活用を柱とした総合的な空家対策を推進するため、平成27年3月30日に、不動産、法務、建築、NPO法人の専門家団体との連携・協力に関する「空家等対策に関する協定」を締結しました。現在、各団体の窓口を活用して空家等の所有者等を対象にした相談をスタートしています。

このたび、空家に関する総合的な対策を推進するための連携・協力体制の更なる充実を目指し、神奈川県土地家屋調査士会とも「空家等対策に関する協定」を締結しました。まずは、他団体同様、空家等の所有者等を対象にした相談窓口を開設します。

◆協定締結の概要

《協定締結日》平成27年7月23日(木)

《出席者(代表者のみ)》

神奈川県土地家屋調査士会 会長 岩倉 弘和 氏
横浜市建築局 局長 坂和 伸賢

《協定締結期間》

平成27年7月23日から平成30年3月末まで

《主な連携内容》

- ・パンフレットやチラシによる適正な管理に向けた啓発・PR
- ・空家等の所有者等を対象にした相談対応

相談内容:建物の表題・変更・滅失登記、境界の調査・確認に関すること



◆空家相談窓口の概要

空家の所有者が抱える課題に応じて専門家が相談に応じます。

各団体により、受付時間や無料で受けられる内容は異なります。

○公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会(045-633-3035)

○公益社団法人 全日本不動産協会 神奈川県本部 横浜支部(045-321-8733)

- ・不動産(空家)の売買や賃貸に関すること

○横浜弁護士会(045-211-7719)

- ・空家の相続、成年後見等権利関係の整理、空家をめぐる紛争の解決に関すること

○神奈川県司法書士会(045-641-1348)

- ・土地・建物の相続登記、成年後見等に関すること

○一般社団法人 横浜市建築士事務所協会(045-662-1337)

- ・建物に関すること

○特定非営利活動法人 横浜プランナーズネットワーク(045-681-2922)

- ・空家の活用(※)に関すること

※地域活動や行政サービスを目的とするものに限りません。

※地域活動のために、建物を使用したい方の相談にも応じます。

○神奈川県土地家屋調査士会(045-312-1177)

- ・建物の表題・変更・滅失登記、境界の調査・確認に関すること

新設

お問合せ先

建築局企画課長

鈴木 和宏

Tel 045-671-3627